

平成 20 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名	株式会社 西 友
所 在 地	東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
代 表 者	代表執行役 CEO イトワト・ジエム・カジエスキ (コード番号 8268 東証第 1 部)
問 合 せ 先	
役 職 名	『企業コミュニケーション部』 執行役 シニアバイスプレジデント
氏 名	金山 亮
T E L	03 - 3598 - 7760

当社の完全子会社化のための定款一部変更および
全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成20年2月14日開催の取締役会において、下記のとおり当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付株式（下記において定義いたします。）の全部の取得について、平成20年3月18日開催予定の定時株主総会および普通株主様による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

・ 当社の完全子会社化のための定款の一部変更

1. 変更の理由

平成 19 年 12 月 5 日付当社プレスリリース「ワイオミング ホールディング ジーエムビーエイチ (Wyoming Holding GmbH) による当社株式の公開買付けの結果に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、平成 19 年 10 月 23 日から平成 19 年 12 月 4 日まで、米国デラウェア州法人であるウォルマート・ストアーズ・インク (Wal-Mart Stores, Inc.) (以下「ウォルマート」といいます。) がその持分を 100% 間接保有するワイオミング ホールディング ジーエムビーエイチ (以下「ワイオミング」といいます。) が、当社の普通株式、C 種および D 種優先株式、ならびに新株予約権に対し公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) を実施しました。本公開買付けおよびその後の優先株式に係る取得請求権の行使の結果交付を受けた普通株式をあわせ、ワイオミングは、平成 19 年 12 月 31 日現在、当社普通株式 1,071,975,487 株 (総株主の議決権の数に対する割合 96.13%) を保有するに至っております。

また、平成 19 年 10 月 22 日付当社プレスリリース「当社株式等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、ウォルマートは、当社の企業価値を向上し、顧客、従業員、当社グループの運営する店舗が属するコミュニティおよび取引先に長期的な利益をもたらす最善の方策として、当社をワイオミングの完全子会社とすることを企図しております。

当社といたしましても、当社がワイオミングの完全子会社となることにより、ウォルマートから最大限のサポートを引き出し、経営資源を集中する環境を整えることができるとともに、当社の各種ステークホルダーの当社に対する信用力を増加させ、当社の経

営基盤の安定度を高めていくことが期待できること、ウォルマートの支援と世界的なサプライ・チェーンを活用した商品調達力の向上と店舗開発、大規模な店舗改装と新規出店等を通じて、顧客の満足度を格段に高めることが期待できること、ウォルマートから当社が従業員にとって最も働きがいのある職場となるよう更なる努力を払っていく旨の意向が示されていること等から、当社が置かれている現状に照らし、当社がワイオミングの完全子会社となることが、今後当社の業績を回復させ、企業価値を継続的に向上させていくための現実的かつ合理的な方策であると考えております。

以上の理由により、当社は、ワイオミングの完全子会社となるために、次の事項を実施することを予定しております。

定款変更により、定時株主総会日現在において発行済の当社普通株式（以下「現普通株式」といいます。）について、当社が株主総会の決議によってその全部を取得することができる旨の定め（以下「全部取得条項」といいます。）を付し、現普通株式を全て、全部取得条項付種類株式（以下「全部取得条項付株式」といいます。）といたします。会社法第 171 条および上記 による変更後の定款に基づき、定時株主総会の決議によって、各株主（当社を除きます。）から全部取得条項付株式の全てを取得いたします。なお、全部取得条項付株式の取得対価は、定款変更により新たに設けられる普通株式（以下「新普通株式」といいます。）としますが、ワイオミング以外の各株主に対して取得対価として割り当てられる新普通株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、割り当てられる新普通株式の数が 1 株未満の端数となる株主につきましては、会社法第 234 条の定めに従い、最終的には現金が交付されることとなります。

本件は、上記事項 を実施するために必要な定款変更を行うものです。

当社の現普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付株式 1 株と引換えに、新普通株式 0.000000032 株の割合をもって新普通株式を交付する旨の定款の定めを設けるほか、所要の変更を行うものであります。本件が承認された場合には、当社の現普通株式は全て全部取得条項付株式となります。また、当社が新たに発行する新普通株式の内容については、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項の定めのない株式とする旨の規定を新設します。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、22 億 8,000 万株とし、 <u>普通株式の発行可能種類株式総数は 22 億株</u> 、A 種優先株式の発行可能種類株式総数は 800 万株、B 種優先株式の発行可能種類株式総数は 1,200 万株、C 種優先株式の発行可能種類株式総数は 1,200 万株、D 種優先株式の発行可能種類株式総数は 4,800 万株とする。	（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は 22 億 8,000 万株とし、 <u>第 6 条の 2 に定める内容の株式（以下「全部取得条項付株式」という。）の発行可能種類株式総数は 21 億 9,000 万株</u> 、 <u>第 6 条の 3 に定める内容の株式（以下「普通株式」という）の発行可能種類株式総数は 1,000 万株</u> 、A 種優先株式の発行可能種類株式総数は 800 万株、B 種優先株式の発行可能種類株式総数は 1,200 万株、C 種優先株式の発行可

<p>(新設)</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、全て1,000株とする。</p> <p>(変更なし)</p> <p>(優先株式) 第12条 (変更なし) 1.~7. (変更なし)</p> <p>(取得請求権) 8. (変更なし) (1) (変更なし) (2) 当社が優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次の算式により算定されるものとする。なお、交付すべき普</p>	<p>能種類株式総数は1,200万株、D種優先株式の発行可能種類株式総数は4,800万株とする。</p> <p>(全部取得条項付株式) 第6条の2 当社が平成20年3月18日現在において発行済の株式(優先株式を除く。)は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。 当社が全部取得条項付株式の全部を取得する場合には、その取得と引換えに、全部取得条項付株式1株につき普通株式0.000000032株の割合をもって普通株式を交付する。 当社は、当社の発行する全部取得条項付株式について、その内容として、会社法第108条第2項第1号から第6号まで、第8号および第9号に定める事項についての定めを設けない。</p> <p>(普通株式) 第6条の3 当社は、当社の発行する普通株式の内容として、会社法第108条第2項各号に定める事項についての定めを設けない。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、全ての種類の株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の全部取得条項付株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式の単元株式数は1,000株とし、普通株式の単元株式数は1株とする。</p> <p>(略)</p> <p>(優先株式) 第12条 (略) 1.~7. (略)</p> <p>(取得請求権) 8. (略) (1) (略) (2) 当社が優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次の算式により算定されるものとする。なお、交付すべき普通株式</p>
---	--

<p>通株式数として算定された数に端数が生じたときはこれを切り捨て、会社法第167条第3項各号に定める金銭の交付は行わない。 <u>交付すべき普通株式数 = 優先株主から取得する優先株式の払込金額の総額/取得価額</u></p> <p>(3) (変更なし) (変更なし) 取得価額の修正 取得価額は、種類毎の取得請求期間の開始日以降、毎年6月21日および12月21日に、当該日に先立つ一定期間の普通株式の普通取引の終値の平均値に修正される。ただし、修正後の取得価額の下限および上限を付するものとする。</p> <p>(変更なし)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>数として算定された数に端数が生じたときはこれを切り捨て、会社法第167条第3項各号に定める金銭の交付は行わない。 <u>交付すべき普通株式数 = (優先株主から取得する優先株式の払込金額の総額/取得価額) × 0.000000032</u></p> <p>(3) (略) (略) 取得価額の修正 取得価額は、種類毎の取得請求期間の開始日以降、毎年6月21日および12月21日に、当該日に先立つ一定期間の普通株式の普通取引の終値の平均値(当社の普通株式につき取引所金融商品市場における売買等が行われなくなった場合は、当該日における普通株式の公正価額として取締役会が定めた額)に修正される。ただし、修正後の取得価額の下限および上限を付するものとする。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	--

3. 効力発生日

定款変更の効力発生日は、平成20年4月25日といたします。なお、定款変更決議は、(i) 定時株主総会において提案される減資の議案が原案通り承認可決され、資本金の額の減少の効力が発生すること、(ii) 後記のとおり定時株主総会において全部取得条項付株式の全部を取得する議案が原案通り承認可決されること、(iii) 普通株主様による種類株主総会において上記定款変更につき承認が得られること、および(iv) D種優先株主により上記定款変更案につき同意が得られること、のすべてを条件として、効力を生ずるものとします。

全部取得条項付株式の取得の件

1. 全部取得条項付株式の全部を取得することを必要とする理由

上記「 . 当社の完全子会社化のための定款の一部変更 1. 変更の理由」に記載したとおり、当社が置かれている現状に照らし、当社がワイオミングの完全子会社となることが、今後当社の業績を回復させ、企業価値を継続的に向上させていくための現実的かつ合理的な方策であると考えております。

当社は、会社法第171条および上記定款変更後の定款に基づき、定時株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付株式を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めたとおり、全部取得条項付株式を有する株主に対し取得対価を割り当てることを予定しております。

2. 全部取得条項付株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項

上記本定款一部変更後の として、会社法第171条および上記定款変更後の定款に基づき、当社が下記(2)に定める取得日前日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含みます。)

に、現普通株式を保有する株主として記載または記録された株主の皆様（当社を除きます。）から全部取得条項付株式を取得し、かかる株主の皆様の有する全部取得条項付株式の数に応じて、取得対価を割り当てるものであります。当社が株主の皆様に交付する取得対価は、上記定款変更により新たに設けられる新普通株式といたします。また、ワイオミング以外の各株主の皆様に対しては1株未満の端数が割り当てられるように、全部取得条項付株式1株につき、0.000000032株の割合をもって新普通株式を交付します。

当社は、本件が承認された場合に、株主に割り当てられることとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の新普通株式について、会社法第234条第2項に基づき、裁判所の許可を得てワイオミングに対して売却すること、または会社法第234条第4項に基づき当社が買い取ることを予定しております。この場合の新普通株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られる場合には、各株主が保有する当社全部取得条項付株式1株につき140円（本公開買付けの際のワイオミングによる現普通株式の買付価格）の割合で計算した金額とすることを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(2) 取得日

全部取得条項付株式の取得日は、平成20年4月25日といたします。

(3) その他

全部取得条項付株式の取得決議は、上記定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものとします。その他の必要事項につきましては、取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止

全部取得条項付株式の取得の結果、当社普通株式に係る株券は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式に係る株券は平成20年3月19日から平成20年4月18日までの間、整理銘柄に指定された後、平成20年4月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式に係る株券を東京証券取引所において取引することはできません。

・定款一部変更等の日程の概要（予定）

定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成20年2月14日(木)
定時株主総会および普通株主様による種類株主総会開催	同 年3月18日(火)
株主・登録株式質権者への通知送付	同 年3月18日(火)
株券提出公告	同 年3月19日(水)
定款一部変更に関する通知公告	同 年3月19日(水)
全部取得条項付株式の取得および株式交付の基準日設定に関する通知公告	同 年3月19日(水)
整理銘柄への指定	同 年3月19日(水)
株券提出取扱開始日	同 年3月21日(金)
当社普通株式に係る株券の売買最終日	同 年4月18日(金)
当社普通株式に係る株券の上場廃止日	同 年4月19日(土)

株券提出取扱最終日（名義書換未了の場合）	同	年 4 月 24 日（木）
全部取得条項付株式全部の取得および株式交付の基準日	同	年 4 月 24 日（木）
株券提出の期限	同	年 4 月 25 日（金）
定款変更効力発生日	同	年 4 月 25 日（金）
全部取得条項付株式全部の取得および株式交付の効力発生日	同	年 4 月 25 日（金）

以上